

倉敷市浄化槽の設置等に係る事務処理要領 別表第1(第2・3条関係)

添 付 書 類

1	浄化槽設置票
2	建築物の各階平面図(団地開発にあつては宅地割図を含む。)(*)
3	排水系統図(敷地, 建築物, 浄化槽本体及び放流先の公共用水域並びに配管, 桝(種類及び内径を含む。))その他配管中に設置する設備の位置を明記したもの)
4	浄化槽の維持管理及び水質検査に関する契約書の写し
5	処理対象人員が51人以上の浄化槽にあつては, 次に掲げる書類 ア 処理対象人員算定書 イ 汚水量及び流入水質に関する説明書及び資料 ウ 浄化槽の配置・平面図及び付帯設備等の概要書
6	工場生産型浄化槽の場合 ア 法第13条(法第16条の場合を含む。)に規定する国土交通大臣の型式の認定書の写し イ 基準法第68条の10第1項に規定する型式適合認定を受けている場合に あつては, 型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む。)の写し
7	工場生産型浄化槽でない場合又は構造等の変更の場合 ・基準法第68条の26第1項に規定する国土交通大臣の構造法等の認定を受けたものは, 認定書の写し ・国土交通大臣が定めた構造方法(浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号))を用いるものは, 次に掲げる書類 - ア 処理方式及び処理能力を記載した書類 - イ 設計計算書 - ウ 構造図, 仕様書及び処理工程図 - エ 構造強度関係書類
8	別記様式2による浄化槽指針関係確認結果表
9	その他建築主事又は市長が必要と認める書類

(*) 建築主事又は指定確認検査機関から浄化槽担当部局へ通知する場合には, 添付を省略することができる。ただし, 処理対象人員が50人槽以下の浄化槽の場合に限る。